

小型合併浄化槽設置に対する補助金について

1. 小型合併浄化槽設置に対する補助金

● 対象

- 「汲取式便所」又は「単独浄化槽」から合併浄化槽へ転換する専用住宅の方
- 公共下水道の事業計画区域、農業集落排水処理施設等の処理区域以外の方（ただし、公共下水道の事業計画区域については一部例外規定があります）



※ 浄化槽の新設や合併浄化槽から合併浄化槽の入替は補助対象となりません

汲取式便所とは？

- トイレから出る「し尿」を便槽に貯留し、バキュームカーで引き抜きます。（簡易水洗式トイレを含む）
- 風呂・洗濯・台所等から出る「生活雑排水」はそのまま排出されます。



単独浄化槽とは？

- トイレから出る「し尿」を処理する設備です。
- 風呂・洗濯・台所等から出る「生活雑排水」はそのまま排出されます。
- 平成13年度以降、新設できなくなりました。



生活雑排水がそのまま流れると・・・水環境に悪影響を及ぼします。



不快なおい



白く濁る



洗剤で泡が立つ

合併浄化槽に転換すると・・・

- 家庭からの排出される汚水が全て合併浄化槽に入り、処理されます。
- 川などの公共用水域の水質が改善され、衛生的にも清潔になり、不快なおい等も解消されます。
- 水中の微生物の働きを利用して汚れをきれいにしているので、適正な維持管理が必要です。



● 補助金額（上限額）

人槽区分	補助金額	建築条件
5人槽	332,000円	延床面積が130平方メートル以下の場合
7人槽	414,000円	延床面積が130平方メートルを超える場合（※）
10人槽	548,000円	風呂・台所がどちらも2箇所以上ある場合

※ 一定の条件を満たせば、7人槽を5人槽に低減することができます。詳しくはご相談ください。

2. 合併浄化槽への転換に対する補助金加算

～便槽や単独浄化槽の撤去等や宅内配管工事、人口減少地域に対する補助金の加算があります（令和5年度改正）～

● 対象工事

- 合併浄化槽への転換において、**汲取便槽又は、単独浄化槽を全て撤去**する場合
- 合併浄化槽への転換において、**単独浄化槽を雨水貯留槽に転換し再利用**する場合
- 合併浄化槽への転換における、**宅内配管工事**を実施する場合

例：単独転換浄化槽設置工事

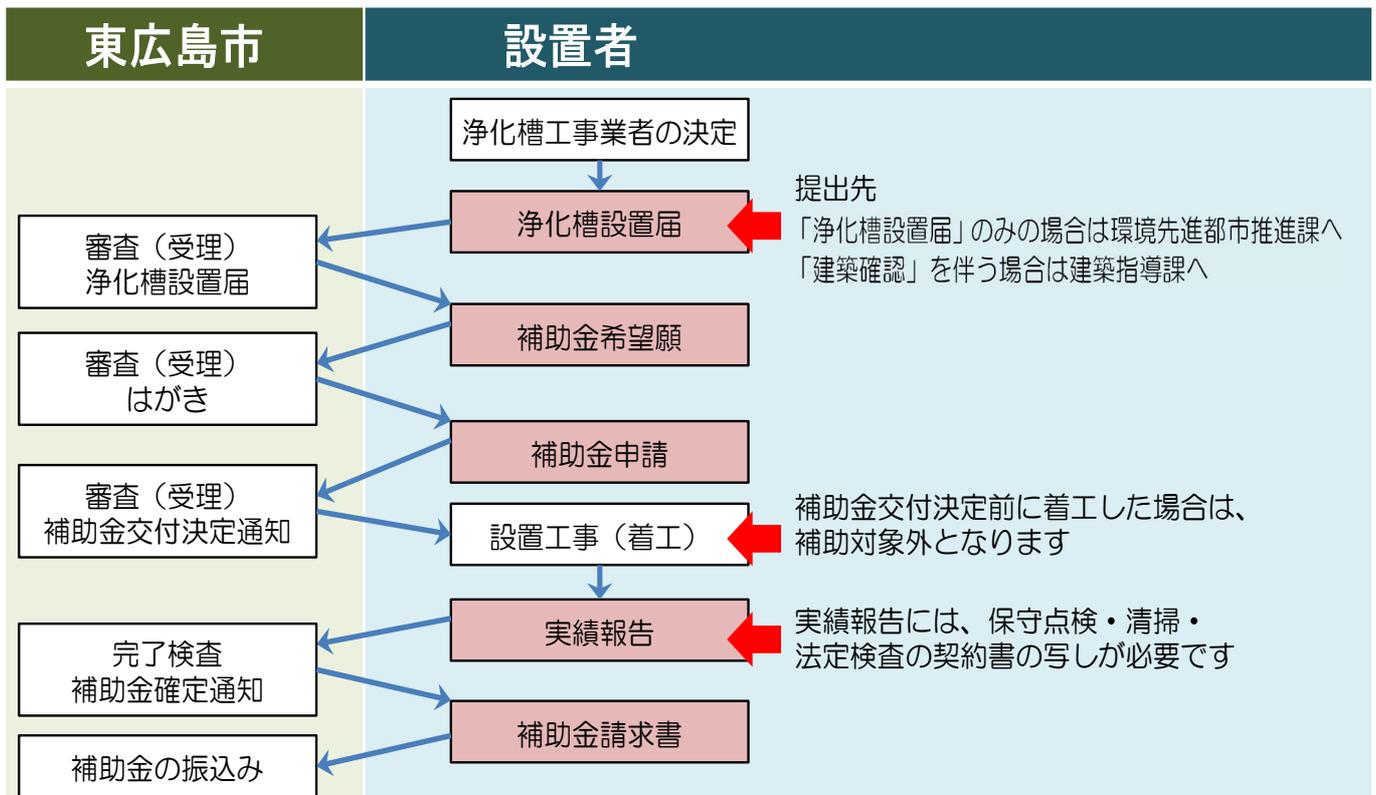


単独浄化槽撤去 合併浄化槽設置 宅内配管工事

● 金額（上限額）

小型合併浄化槽設置 に対する補助金額		+	便槽又は単独浄化槽の撤去等 に対する加算		+	宅内配管工事 に対する補助金額		+	人口減少地域における 定住促進に対する加算	
5人槽	332,000円		単独槽撤去	120,000円		300,000円			最大 100,000円	
7人槽	414,000円		便槽撤去	90,000円					※上限あり	
10人槽	548,000円		雨水貯留槽	90,000円						

3. 小型浄化槽補助金交付の手続き



4. 人口減少地域における定住促進に対する補助金加算

～浄化槽設置場所が人口減少地域内の場合、補助金の加算があります（令和5年度改正）～

● 対象地域・補助金額（上限額）

町名	区 域	補 助 金 額
八本松町	原小学校及び吉川小学校の学区	100,000円 ※ 小型合併浄化槽設置に対する補助金と合併浄化槽への転換に対する補助金加算分の上限額を超えた費用に上乗せします。
志和町	志和町の全域	
高屋町	高屋東小学校及び造賀小学校の学区	
黒瀬町	板城西小学校、上黒瀬小学校及び乃美尾小学校の学区	
福富町	福富町の全域	
豊栄町	豊栄町の全域	
河内町	河内町の全域	
安芸津町	安芸津町の全域	

※ 対象地域の詳細については、お問い合わせください。

連絡先（東広島市役所）

生活環境部 生活衛生課 生活衛生係
〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号
電 話 : 082-422-1048
F A X : 082-421-5601

